

之費ニは候得共、年中其時々之義不致候得ば、人の心窮屈ニ成行事なるもの故、右之通可爲致候畢、竟年中儉約いたす事も、其時々之事を可致爲也、諸人ニ悦び慰をも、一向ニ差留候事は、木石同様之事也、元來諸人の悦は、當家の祈禱と可存事也、

〔春日權神主師淳記〕明應六年七月十五日、南都中近年盆ノヲドリ、異類異形一興、當年又奔走云々、不空院辻ニ躍。堂自昨日初建之、毎年盆ノ躍ハ、晝新藥師寺ニテ躍リ、夜不空院ノ辻ニテ躍之、處新藥師寺毎年ノ躍ニ、堂ユルギテ瓦モヲチ、御佛達モ御損ジアル間、彼寺ニ難儀之由申之故、躍堂毎

年用意ニ、當年構之云々、高島ノ神人并地下人等令出錢沙汰之歟、略○中
一躍。風流以下事、自明日十六日可停止之由、七郷被相觸云々、當年ハ殊可奔走之趣、先日爲六方被觸之處、自古市邊不可然之旨、執披露之間、自明日ハ臨時事也、無用之公平歟、

〔奇遊談三下〕大心院町盆躍 新町の北、清藏口の南の町を大心院町といふ、細川政元の第跡也、永正四年六月廿三日、夜家臣戸倉がために生害す、其一族六郎澄元を養子とす、いかにして政元澄元の人をいる、ことのありしにや、于今毎年此町の人々、七月の夜、かの追福のためにとて、念佛を修行し、踊を催すこと今にたへず、言傳へたることもあらねど、かゝることのたへざるは、其人の德によることぞとおもはれき、

〔稻葉家譜九典通略○中 七月十五年秀吉入大坂城、典通亦歸于曾根城也、略○中 良通貞通奉之、馳使於曾根、告此事於典通、時典通往稻葉土佐秀通宅而催孟蘭盆踊、即聞之、直發濃州、而蟄居于勢州朝熊、

〔義殘後覺〕入江大藏之丞口論の事、附力業の事
角て月日をふるほどに、七月元○文祿十五日の夜、藝州御城の馬場におゐて、諸方のさぶらひ、小姓衆、さみせん、つゞみにて、大おどりをはじむるほどに、大藏之丞も、道場の太鼓、三尺四方ありけるにつなをつけてくびにかけ、是をうつつて中おどり、乞給ふほどに、平河は常にねらひけるにや、こ